

奄美市住宅リフォーム等補助金 増改築・リフォーム工事に対し

30万円以上の工事1件につき 対象工事の20%を補助(上限あり)

令和7年度より、補助金を申請する年度の4月1日時点で18歳未満の子供がいる世帯への補助金の上限額が20万円に引き上げられました。

詳しくは本紙裏面の連絡先へお問い合わせください。

補助の対象となる住宅

奄美市内に建てられている自己居住用の住宅のうち

- ① 一戸建ての住宅
- ② 店舗併用住宅やマンション等の共同住宅の、申請者の住居部分のみ対象となります。(賃貸住宅部分は除きます。)

補助の対象となる方

- ① 奄美市に住民登録をしている方で、
(対象住宅を所有し、所有者本人が住んでいる場合)
(配偶者が所有する住宅に住んでいる場合)
(親や子が所有する住宅で、申請者が住んでいる場合)
(申請者が所有する住宅で、親や子が住んでいる場合)
- ② 申請者の世帯員及び住宅の所有者に市税等の滞納がない方
- ③ 過去5年度以内に住宅リフォーム補助金を受けていない申請者



補助の対象となる工事

- ① 増改築やリフォーム工事の費用(消費税を含む)が30万円以上の工事
 - ② 市内の業者が施工する工事(市内に住所を有する個人事業主でもOK)
 - ③ 交付決定日より**120日以内**に事業完了実績報告の提出ができる工事
 - ④ 令和9年3月25日までの期間が120日以内となる交付については、令和9年3月25日までに完了する工事。
 - ④ 過去5年度以内に住宅リフォーム補助金を受けていない住宅への工事(罹災家屋を除く。)
- ※ 外構工事や他補助金と一緒に利用する場合など対象とならない工事もありますので、事前にご確認ください。

補助の受付期間

- ① 1次募集 令和8年4月10日から令和8年8月31日(1,000万円到達時点で終了)
- ② 2次募集 令和8年9月1日から令和9年3月25日(予算額到達時点で終了1次募集の約1,000万円と合わせて予算額累計1,600万円)

補助の金額

対象工事の20%(1,000円未満切り捨て)

補助金の上限額

今年度4月1日時点で18歳未満の子供が申請時に住民票上で同居している世帯:20万円

上記以外の世帯:10万円

申請に必要な書類

■工事を始める前(申請時)

奄美市住宅リフォーム等補助金交付申請書(第1号様式)の提出

【添付する書類】

- ① 工事内訳見積書の写し
- ② 対象住宅の位置図, 各階平面図, 外観写真及び工事を行う箇所の施工図, 工事着手前の写真(カラー), 補強コンクリートブロック造の塀等に係るチェックリスト
- ③ 対象住宅に居住する所有者以外が申請する場合(戸籍謄本等)
- ④ 住民票謄本
- ⑤ 他の補助制度を受けようとする場合は, その申請書又は決定通知書の写し
- ⑥ 申請者及び同一世帯員並びに住宅所有者の納税証明書

ただし, ④・⑥は申請審査のため, 個人情報を取得することに同意する場合は提出しなくてもよい

■工事内容・金額に変更が生じた場合

奄美市住宅リフォーム等補助金交付変更申請書(第1号様式)の提出

【添付する書類】

☆ 当初申請時に【添付する書類】の①, ②(変更後のもの)※対象住宅の位置図は除く

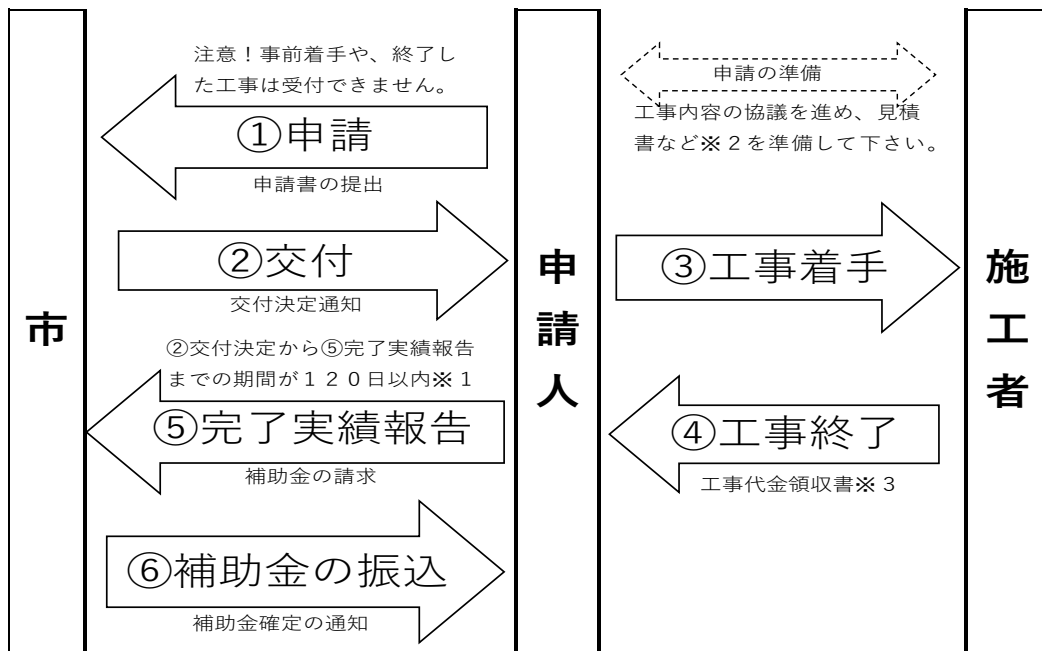
■工事が完了した時(事業完了報告)

奄美市住宅リフォーム等補助金完了実績報告書(第4号様式)の提出

【添付する書類】

- ① 工事代金領収書の写し
- ② 工事着手前及び工事完成後の写真(カラー)
- ③ 建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては検査済証の写し
- ④ アンケート調査票(申請者並びに施工者)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

申請手続きの流れ



※1 令和9年3月25日までの期間が120日以内の交付については、令和9年3月25日までに完了する工事。

※2 施工者が作成する書類は見積書です。工事着手前の状況がわかる写真や図面などを見積書と一緒に施工者からもらうことをお勧めします。

※3 工事が終了した状況の写真も、施工者にお願いすることをお勧めします。工事着手、工事終了の写真や図面は、申請者が作成しても構いません。

【お申込み・お問い合わせ先】

奄美市役所建築住宅課 建築係 ☎0997-69-3034(直通)

※住用総合支所産業建設課, 笠利総合支所建設課でも申請を受け付けます